

## 消防用設備等の指導

火災が発生したとき、①早く知り、知らせる ②早く消す ③安全避難が大切です。

このため消防法では、一定の防火対象物の構造、用途、規模に対応した消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。

消防本部では、これらの消防用設備等が法令の技術上の基準に適合して設置され、かつ火災が発生した場合その機能に応じて、いつでも有効に働くよう維持管理の指導を行っています。

(令和4年4月1日現在)

消防用設備		設置防火対象物数	消防用設備		設置防火対象物数
消火設備	屋内消火栓設備	387	避難設備	避難器具	748
	スプリンクラー設備	179		誘導灯	2,764
	水噴霧消火設備等	170	消火活動上必要な施設	排煙設備	8
	屋外消火栓設備	273		連結送水管	100
	動力消防ポンプ設備	2		非常コンセント設備	26
警報設備	自動火災報知設備	2,550	連結散水設備	9	
	漏電火災警報器	10	無線通信補助設備	1	
	消防機関への通報設備	353	消防用水	62	
	非常警報設備	846			



消防用設備検査